



長野県報

6月30日(月)
令和7年
(2025年)
第621号

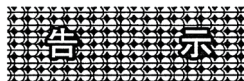
目次

告示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定（医療政策課）	1
保安林予定森林にする旨の通知（森林づくり推進課）	1
解除予定保安林にする旨の通知（森林づくり推進課）	2
車両制限令に基づく道路の指定（道路管理課）	2
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧（都市・まちづくり課）	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	3
参議院長野県選出議員選挙に係る公職選挙法に基づく選挙人名簿の登録の基準日（選挙管理委員会）	3

公告

土地改良区の定款変更の認可（農地整備課）	4
土地改良区役員の就退任の届出（2件）（農地整備課）	4



長野県告示第305号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりである。

令和7年6月30日

長野県知事 阿部 守一

名 称	所 在 地	認定の有効期限
安曇野赤十字病院	安曇野市豊科5685番地	令和10年6月30日

医療政策課

長野県告示第306号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和7年6月30日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所
伊那市手良中坪696、698、699、701、702
- 指定の目的
土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第307号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和7年6月30日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
- 千曲市大字上山田字城山3482の9（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
- 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
- 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び千曲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第308号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定します。

令和7年6月30日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
県道 上松南木曽線	木曽郡上松町大字上松1302番の51地先から 木曽郡上松町大字上松1302番の15地先まで

- 2 指定する期日 令和7年7月1日

道路管理課

長野県告示第309号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和7年6月30日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称
- 千曲都市計画道路 3・4・2号国道線

- 2 都市計画を定める土地の区域
千曲都市計画道路 3・4・2号国道線
平成24年長野県告示第463号の土地の区域のうち、千曲市大字磯部字新田の一部を変更する。
- 3 縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課、長野県千曲建設事務所及び千曲市役所

都市・まちづくり課

長野県松本建設事務所告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。
その関係図面は、告示の日から令和7年7月17日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。
令和7年6月30日

長野県松本建設事務所長 唐澤 則 夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 聖高原杉崎線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
東筑摩郡筑北村坂井484番地先から 東筑摩郡筑北村坂井421番地先まで	旧	m 9.5 ～ 10.2	km 0.0210
同 上	新	9.5 ～ 29.4	0.0210

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。
その関係図面は、告示の日から令和7年7月17日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。
令和7年6月30日

長野県松本建設事務所長 唐澤 則 夫

- 1 路線名 上今井洗馬停車場線
- 2 供用を開始する区間
塩尻市大字洗馬2810番の11地先から
塩尻市大字洗馬3003番の7地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和7年6月30日

道路管理課

選告示第18号

令和7年7月20日執行予定の参議院長野県選出議員選挙に係る公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定による選挙人名簿の登録について、その基準日は、令和7年7月2日（年齢については、令和7年7月20日）とします。
令和7年6月30日

長野県選挙管理委員会委員長 丸 山 昇 一

選挙管理委員会